

トップ

ニュース

コラム

TOP > コラム > マネー

家計を見直したい

👤 親がやりがちなお金の失敗 子供の借金を代わりに返すと税金の対象になる？

🕒 2023/06/03 14:00

子育て世代 税金の話

dmenu マネー

親子や身内だからといって借金の支払いを肩代わりしたり、気軽にお金を貸したりすると、最大55%の贈与税がかかることがあります。お互いに贈与と誤っていても税金がかかる3つのNG行動を知り、税務署から多額の税金を求められて驚くことがないようにしましょう。

NG行動1 奨学金の返済を肩代わりする

親が奨学金など子供名義の借金を肩代わりしたり、子供の税金を代わりに払ったりすると、贈与税がかかるおそれがあります。

退職金が入ったときや、子供が結婚するときなどに、奨学金を一括返済できるような援助したいと思う親もいるでしょう。

しかし、返済が目的でも、お金を贈与したことは変わりありません。贈与税の非課税枠110万円を超えると贈与税がかかる可能性が高いので、気をつけましょう。

NG行動2 無利息でお金を貸す

広告の下に記事が読めます

SEMRUSH

AI converts 4.4x better than traditional search

Try for free

Recommend a

What's the best on

Can you suggest an off

Where can I find an

Can you recom

「お金の貸し借り」と思っている、利息や返済期限がないと贈与とみなされる可能性が高くなります。

子供が生活に苦勞している、夢を叶えるため起業するといったときに、お金を渡したいと考える親もいるでしょう。子供の顔を立てて「貸す」と言いつつも、「いつか返してくれたらいいから」「利息なんていらないから」などと伝えることがあります。

しかし、利息も返済期限もなければ、お金を贈与したのと変わりません。税務署に贈与とみなされれば、贈与税がかかるおそれがあります。

贈与税がかからないようにするには、親子や身内でお金の貸し借りをするときでも借書を作り、利息を決めましょう。また、返済予定表を作り、口座間でお金を移して返済履歴を残しておくで安心です。

広告



ヴァーペナ オードトフレ ロクシタン

ロクシタン

詳細はこちら

次ページへ

買ったお金の返済をチャラにする

前へ

1

2

次へ

1/2ページ

dアカウントログイン

新規にdアカウントをつくる

d POINT

--- P

会員情報の確認・編集

dポイント利用者情報・配達先情報

決済サービスご利用案内

spモード決済・d払い

ニュース

ニューストップ

新着

マネー・投資

企業・産業

マーケット

ビジネス・ライフ

コラム

コラムトップ

新着

マネー

投資

FX口座

証券

NISA

融資

クレジットカード

ビジネス

不動産

お金の単語帳

お知らせ

dメニューマネーからのお知らせ

プッシュ通知の解除方法について

dmenu マネーとは？

dmenu

ニュース

天気

乗換／運行情報

メニューリスト

トップ

ニュース

コラム

TOP > コラム > マネー

お計る見直ししたい



親がやりがちなお金の失敗 子供の借金を代わりに返すと税金の対象になる？

© 2023/06/30 14:00

子育て世代

税金の話

dmenu マネー

NG行動3 貸したお金の返済をチャラにする

貸したお金を返さなくてよいことにすると、贈与税や相続税がかかることがあります。

子供に貸したお金を返してもらっていても、結婚などを機に「これからは返さなくていい」と伝える親もいるでしょう。

また、子供にお金を貸したまま親が亡くなることもあるでしょう。たとえば、父親が子供にお金を貸したまま亡くなってしまう、母親が「借金を返さなくていい」と伝えることがあります。

しかし、返さなくてよいとなると、子供は金銭的に得をするため、贈与税や相続税がかかるおそれがあります。

お金や物をあげる行為以外にも、実は贈与になる行動はたくさんあります。

広告の下に記事が続きます



税務署は年末調整などから個人の収入を知るので、違和感のあるお金の使い方をしていると目をつけられます。また、相続では故人や相続人の通帳を10年さかのぼって見る権利があり、そのときに過去の贈与が分かることもあります。

贈与と思わず税金を申告していないと、時間が経つほど金額がかさむ最大年14.6%の延滞税や、申告しなかった罰金としての最大30%の無申告加算税が上乗せされることもあります。

良かれと思ってしたこと、子供が多額の税金を払わなければならないこともあるので、親子でもお金のやり取りは慎重に行いましょう。

ただし、子供が複数の業者から多額のお金を借りており、収入も財産もなく返済の目途がまったく立たないといった特殊なケースでは、親が借金を肩代わりしても贈与税がかからないこともあります。

広告の下に記事が続きます



文・木崎 涼（ファイナンシャル・プランナー）

編集・dメニューマネー編集部